

広島県告示第 557 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 22 年 6 月 24 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	廿日市市大野 337 番地 4 チチヤス株式会社 代表取締役社長 峯脇 達也
工場又は事業場の所在地及び名称	廿日市市大野 338 番地 1 他 46 筆 チチヤス株式会社

2 申請の内容

2 イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設 9 基及び 2 ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 6 基の使用の方法を変更し、特定施設の変更に伴い汚水処理施設の処理前水質を変更する。また、排水口を 5 か所設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その 1) 変更

		変更前	変更後
種	類	2 イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設 9 基 (HX-2 殺菌施設, KHX-CRH 殺菌施設, HMB-1 殺菌施設, HMB-2 殺菌施設, JHX 殺菌施設, RHX-4 殺菌施設, RHX-5 殺菌施設, RHX-6 殺菌施設及び STP-C4H2 殺菌施設)	
工期等	工事着手予定年月日	既設	許可後直ちに
	工事完成予定年月日		許可後 1 週間
	使用開始予定年月日		完成後直ちに

使用の方法	項 目			通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水の状態	化学的酸素要求量	(単位： mg/ l)	65	75	160	200
		窒素含有量		35	60	30	53
		リン含有量		5	10	5	7

(その2) 変更

				変 更 前		変 更 後	
種 類		2 ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設				4 基 (RBS-1 ~ 4 容器洗浄機)	
工期等	工事着手予定年月日	既設				許可後直ちに	
	工事完成予定年月日					許可後1週間	
	使用開始予定年月日					完成後直ちに	
使用の方法	項 目			通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水の状態	化学的酸素要求量	(単位： mg/ l)	2	3	10	12

(その3) 変更

				変 更 前		変 更 後	
種 類		2 ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設				2 基 (K-2 ケースウォッシャー及びK-3 ケースウォッシャー)	
工期等	工事着手予定年月日	既設				許可後直ちに	
	工事完成予定年月日					許可後1週間	
	使用開始予定年月日					完成後直ちに	

使用の方法	項 目		(単位： mg/ℓ)	通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水等の状態	化学的酸素要求量		65	75	160	200
		窒素含有量		35	60	30	53
		磷含有量		5	10	5	7

(2) 汚水等の処理の方法

汚水処理施設

			変 更 前				変 更 後			
工期等	工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設				許可後直ちに			
	工 事 完 成 予 定 年 月 日						着工後1週間			
	使 用 開 始 予 定 年 月 日						完成後直ちに			
使用の方法	項 目		処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
	処理前処理後の汚水等の汚染状況	項 目	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
		化学的酸素要求量	83	95	20	30	230	280	20	30
		窒素含有量	41	70	30	60	40	70	30	60
	磷含有量	8	16	4	8	7	10	4	8	

(3) 排水の汚染状態

雨水専用排水口の新設

No. 4 排水口, No. 5 排水口, No. 6 排水口, No. 7 排水口及び No. 8 排水口

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成22年6月24日から平成22年7月15日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに廿日市市環境産業部環境政策課